

# 私たちは今、何をすべきか

## —これからの部落解放運動—

### はじめに

アメリカのトランプ大統領による国際法違反の暴挙はとどまることを知りません。今年に入っては1月3日、唐突なベネズエラへの軍事攻撃により、大統領夫妻を拘束し一方的に米国ニューヨークの拘置所に収監しました。他国の主権を5時間の軍事作戦により踏みつけた「成果」に増長したのか、2月28日には、米・イスラエルによるイランに対する軍事攻撃をおこないました。これは、核協議の最中での奇襲でした。中東における覇権を独占的に手に入れたいイスラエルの思惑にのせられ石油利権も念頭に置きながら、イランの民衆の命など一顧だにせず、軍事、産業施設のみならず橋、鉄道、学校、大学などの文民施設への攻撃により3400人超が犠牲となっています。イランは反撃として周辺諸国の米軍基地にミサイル攻撃をおこない、またホルムズ海峡を封鎖しました。世界中の船舶が足止めされ、石油をめぐる国際経済に大きな打撃をあたえています。こうした事態の背後で、ロシアとウクライナの戦争もまた終結の目途がたたず、パレスチナ・ガザも国際社会の目の届かないまま再生の糸口を見い出せずにいます。

世界情勢があたかも19世紀の植民地主義に逆行したかのような危機に見舞われている中、日本では2月におこなわれた衆議院選挙で、自民党が単独過半数を獲得し、高市政権が日本維新の会との連立合意のもと圧倒的な数の力で憲法改悪、戦争への道に躊躇なく突き進んでいこうとしています。2014年第2次安倍政権による集団的自衛権行使の容認から2022年岸田政権では国会での議論抜きに、「安保三文書」（「国家安全保障戦略」「国防衛戦略」「防衛力整備計画」）の閣議決定。高市内閣ではさらにこの4月、防衛装備移転三原則の改定を閣議決定し、「救難・輸送・警戒・監視・掃海」に限っていた武器輸出の「5類型」を撤廃し、殺傷能力のある武器の輸出を全面的に解禁しました。戦闘が行われている国にも例外的に武器を輸出できる余地を残し、戦後の平和主義に基づいて抑制してきた武器輸出政策の転換を図ったものです。

これらの政策は、いずれも「武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定めた憲法9条に抵触しています。解釈改憲の積み上げに限界がきていることを理由とした改憲議論だとしても、訪米した高市総理が理不尽なアメリカの軍事支援要求を回避するために、有効であったのがこの「憲法9条」であったとされます。戦禍にまみれた世界情勢にあるからこそ、他の多くの国の良心的な人々の間にも、「平和憲法」の意義が称えられる時代となっています。中東の戦争で目の当たりにしたのは、米軍を置く国々は安全を守られるどころか、真っ先に攻撃対象とされる事実です。「戦争のできる国」からさらに一步踏み込んで「戦争をする国」になろうとする事態を、何としても食い止めるために、憲法9条の改悪を許してはなりません。

## 部落を取り巻く課題

今年には1946年、日本の敗戦の翌年、戦後焼け野原の只中にありながら全国水平社の歴史と伝統を継承するべく「部落解放全国委員会」が京都で結成されて、80年という節目の年です。全国委員会は「オール・ロマンス差別事件」を契機に行政闘争を展開し、部落解放運動の基礎を築くと同時に、「同対審答申」や「特別措置法」制定へと運動をけん引しました。また、1956年第1回部落解放全国婦人集会が京都で開催されてからも70年です。「女性がかわれば部落が変わる」を合言葉に、全国から約1000人の女性たちが結集しました。こうした歴史を踏まえつつ足元の現実を直視するならば、各支部・地域の現状は少子高齢化の進行とともに、コミュニティの存続すらむずかしい危機的な姿とあらわれています。従来の属地・属人的な組織形態だけではない「未来志向」の運動を構築していく必要性が部落解放同盟第83回全国大会でも提案されました。

京都市内の改良住宅建て替えは、いよいよ養正（田中）、三条（東三条）、壬生東（西三条）の新棟が竣工し、昨年夏、住民の引っ越しが実現しました。住民の中にはこの建て替えを生きがいにして喜ぶ人もいましたが、一方で「33平米の部屋は想像していたより狭すぎる」「押入れの奥行が狭く布団が三つ折りでは入らない」などの不満の声が聞こえ、納得できずに住み替えできない状況も生まれています。京都市は住民の暮らしに寄り添ったより細かな説明が必要でした。そのためには、行政職員に対する人権研修の重要性の中でも、特に京都市住宅室の職員については、一般的な公営住宅の建替えを、ただ単にスムーズに進行するという姿勢だけではなく、被差別部落を形成してきたこれまでの歴史と経過について熟知したうえで、想像力を働かせながら、住民との関係を築いていく力量が求められます。また、各支部においても、この間「住民説明会」等を踏まえ地域の現状を改めて、つぶさに認識する機会ともなっています。識字に困難を抱えるお年寄りの現状にあらためて驚いたという役員の声もあり、地域から「隣保事業（コミュニティセンター）」が引き上げられ、家賃体系が一般の市営住宅と同様になる中、高齢者や「低所得者」が多く残るまちとなった実態について、しっかりと向き合ったうえで、建替え後の「まちづくり」を考え、取り組んでいく必要があります。

狭山再審闘争については、62年ものあいだ無罪を訴え続けてきた石川一雄さんが、昨年3月11日、86歳で逝去されました。4月に遺志を引き継いだ石川早智子さんが第4次再審請求を申し立て、闘いは続いています。袴田事件につづき、この間、いくつもの冤罪事件に対して再審無罪の判決が出されていますが、どの裁判に関しても検察が隠し持つ証拠開示が進まないこと、また再審開始決定がなされたあとも、検察による不服申し立て（抗告）によって、何年も救済を遅れさせるなどの課題が浮き彫りとなり、再審法の見直しを求める超党派の国会議員388人が、議員連盟として法案をとりまとめました。対して検察側は法制審議会による巻き返しをはかり議論は紛糾しつつ、5月15日、本則に検察の抗告を禁じる法案として閣議決定されました。しかし例外規定が設けられていることから、何も変わらないのではないかと、冤罪被害者からは不満と心配の声があがっています。狭山第4次再審闘争に勝利するためにも、検察抗告の禁止と、証拠の全面開示に向けた法改正に向け声を上げていかなければなりません。

「全国部落調査」復刻版出版事件裁判については、「差別されない権利」を認めた東京

高裁判決が 24 年 12 月の最高裁決定によって確定しましたが、原告不在の 10 県について削除が認められませんでした。部落解放同盟中央本部は当該県連と協議し、昨年 12 月に千葉・静岡・岐阜・福井・富山の 5 県で新たに原告を立て、第 2 次提訴に踏み切っています。また、鳥取ループを名乗っていた示現社代表は「部落探訪」動画について、YouTube から 200 本の削除措置を受けた後、有料動画サイトを立ち上げて公開を継続し、追加投稿を行っています。現在、大阪・埼玉・新潟で「部落探訪」削除裁判を闘っています。昨年 12 月のさいたま地裁判決では、埼玉県内のすべての記事（28 本）の削除を命じる画期的判決を勝ち取りました。しかし県連がすべての地区の代表として原告となる「任意的訴訟担当」の考えはしりぞけられ、あくまでも個人としての裁判を提起せざるをえない現状があります。京都市内の動画もすでに相当数あり、訴訟を視野に入れた闘いが求められているところではあります。

こうしたネット上の差別、人権侵害は十数年前から指摘されながら、SNS 上にはびこる情報量は膨大になる一方であり、それと同時に部落差別だけではないヘイトやデマも後を絶ちません。悪質性の高いスキャンダルほど再生回数を増やし、閲覧数に応じた報酬を収入源とする者まであらわれています。一度公開された情報は半永久的に残り完全に削除することは不可能です。昨年施行された「情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）」運用でも、課題は山積しており、引き続き実効性ある対策を求める必要性があります。

部落地名総鑑事件が発覚し 51 年、就職差別、結婚差別に結びつく身元調査を社会悪として糾弾してきた運動の歴史が、今現在、地名のネット上での公開によってあざ笑われるかのごとき状況は、しかし一方で、これまで家族や友人などごく身近な人々に対しても「出自」を隠し「寝た子」でいることを決心してきた「部落民」が、カミングアウトを決意するきっかけも与えています。望まない苦渋の決断であったとしても、部落出身者であることの自覚から尊厳を回復する契機として、そうした人々に対し、部落解放や反差別の社会運動の門戸が開かれていなければならず、特に若者たちにとっては、様々な仲間と出会える可能性としてとらえることもできます。

ネット上の地名公表がなされたとして、戸籍謄本等の取得による「身元調査」がなければ、個人を特定することはできず、そのような差別行為も、根絶されてはいません。戸籍等の不正取得に関しては未然に防ぐためにも、また取得された本人のプライバシー権の確立のためにも、「事前登録型本人通知制度」が有効であるとされています。京都市の登録状況は登録件数は本年 3 月で 5,586 件、人口比登録率 0.335%にすぎず、伸び悩んでいます。宇治田原町 14.25%、宮津市 15.30%など実績が高い水準としてある京都府下の自治体もあります。ただし通知数は人口が多い分、通算で 3,405 通と府内で最も多くなっています。市内の現状と今後登録数を増やしていく方針など、地域自治推進室と部会を通じた協議をしていきます。

## 今、何をすべきか

明治近代国家が成立して以降、「脱亜入欧」のスローガンでアジアの盟主たろうとする野望のもと繰り広げられてきた戦争の時代、2 度の世界大戦を経て日本は敗北しました。

その教訓から日本国憲法のもとで再生を図り 80 年あまりが経過しましたが、現在の政権与党は 150 年前の野望を捨てていないかのようです。明治政府が、国家を統合するに当たって、まず着手したのが国民登録であるところの戸籍制度でしたが、民衆を自ら登録するように仕向ける手段とされたのが、戸籍法制定とほぼ同時に出された賤称廃止令と「私生児」に関わる太政官布告でした。二つの差別を強迫観念として民衆に植え付けつつ、国家への従順を国民に誘導したのです。この二つの差別の対極として君臨したのが天皇制であり、天皇の大権は戦争遂行、ファシズムの強力な牽引力として機能しました。日本国憲法が否定したのは、こうした戦争への志向、そして差別なのだと言えます。第 11 条に示される「基本的人権」、第 13 条における「個人の尊重」、第 14 条に明記された「法の下での平等」は、まさに人々をコマのように扱い命を奪った思想の対極として、憲法の理念とされたのです。

しかし一方で、憲法第 1 条「象徴天皇制」において、矛盾は残されました。男系長子相続を堅持するその仕組みは、「家制度」を存続させ、家における家族の序列を可視化します。そして、そのようなイデオロギーを戦後も変わらず「国民統合」の手段としてきたのです。自民党保守層と「維新」を支持基盤とする現政権が女性天皇を認めない皇室典範に固執する意味合いもそこにあります。

部落解放運動は天皇制の強化を許さず、平等な社会の実現をめざして活動してきました。それゆえ、アジアにおける日本の特権意識と同時に、家族間の序列、男性優位、性差別の解消を、解放に関わる理念の基軸としていく必要があります。今こそ、「部落問題をみんなのものへ」。部落差別がどういったものであるか、自分たちが置かれている身近な不安や苦渋を積極的に語ることが大切です。それと同時に、部落の歴史的な意義について知ること。水平社の創立宣言で、「吾々がエタであることを誇り得る時が来た」という、その誇りを、各々が自分たちのこととして伝えられることが求められます。例えば、京都市が「まちの羅針盤」として昨年発出した「京都基本構想」にも、京都の伝統に触れる言葉がありますが、その伝統や文化を培い、人々の生活レベルで根付かせていったのは、弊牛馬の解体のみならず、清掃、運搬、芸能、作庭、死者の弔いその他様々な職能民(被差別民)のなせる技であったことは、もっと多くの人々が認識すべきであり、私たちの歴史にしっかりと位置付けられる必要があります。固定的な身分差別に置かれていたとはいえ、社会がそうした様々な職能集団からなる共同の営みで作り上げられてきたことを知ることが、現在の排外的な差別への反論となるはずです。また同時に、多くの人々とつながり、連帯する回路を見つけることにもつながるはずです。

以上のことを念頭におきながら、今年度も、人権政策確立要求京都市実行委員会、リベレーションフェスタ、人権交流京都市研究集会等、京都市協議会が主体となり、責任をもって取り組んでいる活動を継続し、そこで培われる市民や共闘団体との連帯を一層強化していきます。また、今年度も「まちづくり部会」「人権確立部会」「教育・啓発部会」の『市協三部会』を活性化させ、市内各支部の仲間たちはもとより、各界各層のさまざまな立場の人たちと議論しながら、多様な課題に取り組んでいきます。